

日本国民救援会岩手県本部
020-0015
盛岡市本町通2-14-27
TEL/FAX(019)652-3591
<http://homepage3.nifty.com/kokumin-kai-iwst/>
メール BCR13331@nifty.com

救援新聞・岩手版 No.88

救援新聞

毎月5の日、月3回発行

1ヶ月300円(郵送料1部40円)
発行 日本国際救援会
TEL 113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 幸利と労働センター内
電話 03(5842)5842
FAX 03(5842)5840
<http://www.kyuenkai.org>
eメール info@kyuenkai.org

国民救援会岩手県本部は、改憲を許さず、冤罪のない人権と民主主義が守られる社会をめざし、草の根から活動してきました。

かつた達増拓也知事の4選にも実らせました。よいよ安倍政権に終わりを告げるべき時です。「野党共闘で野党連合合政権を!」、この声と運動権を広げていきましょう。

の救済」という理念に反する不当な決定を行いました。11月には仙台北陸線筋弛緩効冤罪事件の特別抗告を棄却しました。最高裁には、再審開始を求める辻田事件、無期懲役

弛緩剤の冤罪事件の守
助さん、秋田県大仙市で
冤罪事件の畠山博さん

顕彰基準は、①目標達成の支部、②支部の5%以上の会員が拡大の声掛けに参加した支部、③3人

救援会に成長・発展するよう心から呼びかけます。併せて会費の10%を納入もすすめます。



紙本重複と西郷富十二「浮城市詠屏」

春と秋に「無実の人々を救おう」の全国統一行動に呼応し、各地で宣伝活動を進めてきました。再審法の改正（証拠の全面開示、再審開始決定権に対する検察の不服申し立ての禁止）を実現するため、宣伝・署名・県議会をはじめ地方議会への要請をすすめます。これらの運動で、弁護士や

県本部は、3月23日(木)に「救援学校」を開催しました。国民救援会の歴史と歩み、冤罪の發生と再審無罪の運動、のびのび選挙運動、救援団体の組織と運営について、県本部役員が講師を担当しました。

各支部からの講師要請にも応え、支部の学習会も流がすすみました。

「救援学校」は引き続き開催していきます。

岩手県本部は東日本大震災以降、全国大会のたびに会員拡大目標を達成し、全国の牽引車の役割を果たしてきました。歴史的な第60回大会は、7月11日～13日に長野県で開催されます。昨年の県本部大会は、「900名の県本部を」の目標を必ず突破することを決議し、すべての会員へのアピールも採択しました。この目標まで純増で50名に迫っています。そのためには、100名の会員

ことしもみなさんとともにがんばります

日本国民救援会岩手県本部	会長	水戸 正男(盛岡)
副会長	佐々木茂喜(盛岡)	同
事務局長	大野 秀(盛岡)	同
事務局次長	高橋 成幸(北上)	同
常任委員	牛山 靖夫(盛岡)	同
顧問	菊池 光雄(盛岡)	同
会計監査	金野 耕治(県)	同
同	佐藤 繁(一関)	同
同	工藤 郁夫(盛岡)	同
同	藤村 敬吾(盛岡)	同
同	小杉 正夫(盛岡)	同
同	金野 哲人(花巻)	同
佐藤謹一郎(二関)	佐藤謹一郎(二関)	同

守大助さんを守る花巻の会 第6回総会開く 上山弁護士が「えん罪被害救済」と 学習講演 再審法制を考える



「えん罪被害救済と再審法制を考える」

再審を求めている仙

「人」とされた。逮捕後、

北上支部

再審の流れを切り開いてきた私たちの運動

「再審開始は針の穴をラ
クダが通るくらい難しい」
：この困難な課題に取り組
んできたのが国民救援会で
す。会員の「惻隱の心」に
たつた宣伝や署名、月々の
会費や募金が大きな力で支えに
なっています。

再審の流れは、右図のよ
うに「せめぎあい」の最中
にあります。勝ち抜ける力
は、どの地域・職場にも救
援会を、そして会員の拡大
と活動の広がりにあります。

自分で人
間を認め
た裁判では審議もされ
ないまま、再審も適
切に進んでいません。



一をはかりました。
総会は、大助さんが逮捕されたときの状況について再確認しました。医師は非常勤、税金未払いで建物差し押さえ、薬剤管理の辻さんなど、ずさんな管理体制だったことが後に指摘された。大助さんは何の証拠もなしに警察の筋書で逮捕され、犯

再審を求めている仙台北陵クリニツク・筋弛緩剤冤罪事件で、最高裁判は11月13日付で、守大助さんとの再審請求を認めない不当な決定を出した。

信一弁護士によ
講演が行われまし
上山弁護士は、
再審法の問題点を
細かい規定が存在す
裁判官の裁量に及
ころが大きいために
差し(○一度再審の規
定が認められて以
側の不服申し立て
て手続きが遅延する
再審妨害)(○通常は
は認められる証
手続きの適用がな
はない(○再審
は公開でない
弁護制度がない
を解説しました。

定は間ど医の意見「意見取り合^て裁判し、無しなける安定^{ません}」

救おう全国いつせん
伝行動 2019
を行いました。
(間違えたらやり
その常識、裁判
はないの?)配布
罪を生む原因や
改正の必要性など
点に宣伝しました
寒さのせいもある
人通りが少ないで
が、70人の人に配
きました。



盛岡支部が大会開催



支部の第21回大会が、11月23日(土)午後1時30分より盛岡市中川町公民館で開催され、役員・代議員・来賓22名が参加しました。

方針」「決算」「予算」の議案提案があり、討論では、警察の干渉について発言や學習の必要性が強調されました。
支部役員に次の方が選出されました。
支部長 佐々木茂喜
副支部長 大野秀、瀬川重哉
事務局長 安保進
常任委員 牛間木貞二、中村則男、田島正樹、市沢節子
会計監査 工藤郁夫、藤村敬吾

冤罪を許さず、人権と民主主義を守る国民救援会

遺産を巡る戦後の流れ		西日本新聞
年	事件	概要
1949年	刑事訴訟法が施行	
	「開かずの扉」	白鳥決定までの27年間に再審開始決定を得た。著名事件は吉田巖窟王、金森、小平の3事件
1975年	最高裁「白鳥決定」	下記に説明
	「雪解けの時代」	免田、財田川、松山、島田の死刑再審4事件で再審無罪が確定
1990年代	「逆流現象」	再審開始、再審無罪に至る事件が激減
2010年以降	「せめぎ合いの時代」	足利(10年)、布川(11年)、東京電力女性社員殺害(12年)、東住吉(16年)、松橋(19年)の各事件で再審無罪が確定。一方、桙田(18年)、大崎(19年)両事件では検察官抗告に伴い、再審開始が取り消される

※日弁連大会の基調報告書などを基に作成

◎白鳥決定…1975年5月20日、最高裁は、これまでの再審裁判では、自分を認めてほしきりに証拠を出さない限り、再審を認めない。「疑わしさは被告人が犯人でないことをはっきり証明する証拠に対する対応」が問題となると、「疑わしさは適用されません」として、白鳥事件の再審請求に対する「証拠判断でも適用されました。」